

院外からの病理解剖申込みについて

福島県立医科大学附属病院病理部

令和7年7月1日

1. 院外からの病理解剖依頼の扱いについて

福島医大病院以外の施設（解剖室のない施設）からの病理解剖の申込みについては、病理部が一括して受付を行っています。病理解剖は当院病理解剖室において行うことが原則となっております。医大までの遺体の搬送および解剖終了後の搬送は、各施設の主治医の責任において行ってください。（申込み方法は、下記の2～5を参照）

2. 病理解剖の受付時間

申込み先：病理部受付 TEL 024-547-1527
平日のみ、午前8：30～午後5：00

平日午後5：00以降、土・日・祝日は受け付けません。

3. 病理解剖の申込み方法

(1) 病理解剖に必要な書類…②③④⑤は、当院病理部の書式をご使用ください。

- ① 死亡診断書（死産児の場合は死産届） 1通（貴院の様式）
- ② 病理解剖申込書 1通
- ③ 病理解剖に関するご遺族の承諾書 1通
- ④ 臨床プロトコール 1通
- ⑤ 病理解剖検査オーダー用紙（解剖依頼書） 1組『解剖－1』『解剖－2』

(2) ご遺族の承諾書について

必ず、遺族の承諾書を得てからお申込みください。承諾書未取得の段階では受付できません。「ご遺族の承諾書」には、ご遺族の自筆の署名が必要です。

承諾者の優先順位は、以下の通り定められています。

- a) 結婚している場合は配偶者。
- b) 配偶者が不在の場合は、第1子。
- c) 第1子が不在の場合は、第2子、第3子の順。
子が18歳未満の場合は、後見人の署名も必要。
- d) 独身者、子供の場合は、父母。

上記の必要書類を整えた上で、当院病理部受付へ電話でお申込みください。

申込み書の記載に従って、施設名・科名、主治医の氏名、連絡先（電話番号）、患者の氏名、年齢、性別、病名、感染症の有無、解剖範囲（特に開頭の有無）をお伝えください。受付者が当番の解剖執刀医に連絡の上、執刀医より主治医に解剖開始時刻を連絡いたします。

(注) 感染症症例の取り扱いについて

当院での適切な感染制御のため、以下の2点についてご協力をお願いします。

1) 感染症の積極的な検索

・肝炎ウイルス検査

HBs 抗原検査および HCV 抗体検査が未検の場合は、検査を実施し結果を当院へ連絡してから遺体搬送を開始してください。

HBs 抗原陽性の場合は、HBe 抗原検査を含めて疾患活動性の評価を行ってください。

・結核

既往歴の有無にかかわらず結核の有無を臨床的・画像上十分に検討の上、

除外が難しい場合は INF γ 遊離試験(T-spot 等)による確認を積極的にご検討ください。

・その他

その他各種感染症の疑いがある場合、各種検査での確認を積極的にご検討ください。

2) 解剖を受付できない感染症

感染制御上の問題が大きい以下の感染症については、解剖のお申込をお受けすることができません。ご理解いただきますようお願いいたします。

<当院では執刀しない感染症>

以下の感染症の症例は、院内症例も含めて当院では病理解剖を行いません。

・感染症法の一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、
マールブルグ病、ラッサ熱

・クロイツフェルト・ヤコブ病

<特殊解剖室で執刀する感染症>

以下の感染症の症例は、院内症例に限り受け付けることとしています。

1. 感染症法において以下に指定されている感染症

・二類感染症

ポリオ（急性灰白髄炎）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、
中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)

・三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

・指定感染症

※該当なし

・新型インフルエンザ等感染症

※該当なし

2. 空気感染対策を要する感染症および空気感染対策に準じた感染予防策を要する感染症
 - ・麻疹
 - ・水痘・带状疱疹
 - ・COVID-19
 - ・非結核性抗酸菌症（粟粒例に限る）
3. 感染性の強さまたは罹患時の重篤性の観点から厳重な感染予防策を要する感染症
 - ・B型肝炎（HBs抗原陽性例に限る）
 - ・狂犬病
4. 感染性・診断法・治療法・予後等が十分に解明されていない感染症のうち、
病理医が特殊解剖室での執刀を要すると判断した場合

※感染症法の各類型の指定内容は、令和7年7月10日現在のものです。上記の運用は最新の指定に基づいて行いますので、お申込前に各施設で改訂の有無をご確認ください。

4. 遺体の搬送およびエンゼル処置について

病理解剖執刀者名及び解剖開始予定時刻の連絡を待って、医大への搬送を開始してください。医大に到着後は、病理部受付（024-547-1527）にご連絡ください。

解剖後のご遺体のエンゼル処置、身支度は各施設の責任において行ってください。

霊安室の入室時および退室時には病院守衛室（024-547-1725）に必ず連絡してください。

ご遺体搬送時の霊安室入退室の注意点（院外用）

ご遺体搬送時には必ず守衛室へ連絡してください

連絡先 ☎ : 024-547-1725（直通）
☎ : （内線3900）

病院守衛が解錠・施錠を行います。電話連絡をとりながら入室（退室）してください。

『〇〇病院です。病理解剖（終了）のため入室（退室）します』...外扉が解錠
『〇〇病院です。入室（退出）完了しました』.....外扉が施錠

病理解剖終了後、解剖室は施錠します。ご遺体をお返しした後は、
主治医の責任においてご遺体の管理、ご対応をお願いいたします。

5. 病理解剖の結果説明について

病理解剖結果の説明は主治医に行います。原則として病理医が直接遺族に説明することはありません。最終報告書は解剖から6～12か月後に主治医宛に郵送します。

6. 解剖に関する費用について

解剖に関わる諸費用として、公立大学法人福島県立医科大学附属病院との契約に基づき委託料をお支払いいただきます。

（詳細は医事課病院業務係 TEL:024-547-1034 まで）

令和7年7月1日改訂